

令和5年度呉市社会福祉法人等指導監査実施計画

呉市社会福祉法人等指導監査実施要綱に基づき、今年度の社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査の実施計画を次のとおり定める。

1 基本方針

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手として、福祉サービスの供給確保を図るとともに、地域貢献や地域福祉を支える人材の育成を行うなど、極めて公益性・公共性が高く、社会的な信頼や期待も非常に大きい。

このことから、社会福祉法人においては、自律的な経営基盤の確立、公正かつ安定的な経営、透明性の確保など、適正な法人運営が行われ、また、事業運営においては、利用者本位の福祉サービスが円滑に提供されるよう、法令、国の通知及び指導監査ガイドライン（社会福祉法人指導監査要綱（平成29年4月27日付け厚生労働省三局長通知）の別紙）等に基づき重点的・継続的な指導監査を実施する。

2 令和5年度指導監査の重点事項

(1) 社会福祉法人

ア 社会福祉法に基づく運営体制確保

(ア) 評議員の選任

- a 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者から選任していること。
- b 欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員がないこと。
- c 在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えていること。

(イ) 評議員会の招集・運営

- a 評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定め、理事が評議員会の1週間前（又は定款に定めた期間）までに評議員に書面又は電磁的方法（電子メール等）により通知をしていること。
- b 評議員会における普通決議（特別決議以外の決議）は、議決に加わることができる評議員の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上）の賛成をもって行い、特別決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2（定款で3分の2を上回る割合を定めた場合にはその割合）以上の賛成をもって行われていること。
- c やむを得ない理由により評議員会の決議省略が行われている場合で、理事長（又は理事）が議題・議案を提案した場合に評議員全員の同意の意思表示の書面等を作成し、議事録を作成していること。
- d 評議員会の議事録が法令に基づき書面又は電磁的記録により作成され、必要事項が記載されており、評議員会の日から法人の主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間備え置かれていること。また、評議員会の決議が省略された場合には、同意の意思表示の書面又は電磁的記録が、法人の主たる事

務所に決議があったとみなされた日から10年間備え置かれていること。

(ウ) 評議員、理事及び監事の報酬

- a 評議員の報酬等の額が定款で定められていること。
- b 理事及び監事（以下、「役員」という。）の報酬等の額が定款又は、評議員会の決議により定められていること。
- c 評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されている場合は、その具体的な配分が監事の全員一致の決定により定められていること。
- d 評議員及び役員の報酬等の支給基準が作成されており、評議員会の承認を受けていること及び支給基準に規定すべき事項が定められていること。また、支給基準が「不当に高額」でないこと。
- e 評議員及び役員に対する報酬等の支給基準がインターネットの利用により公表されていること、又は、「社会福祉法人の財務諸表（計算書類）等電子開示システム」を利用した届出がされていること。
- f 評議員及び役員の報酬が、定款等で定められた額及び報酬等の支給基準に反するものとなっていないこと。
- g 評議員及び役員の区分毎にその報酬の総額がインターネットの利用により公表されていること、又は「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を利用した届出がなされていること。

(エ) 事業運営の透明性の向上

- a 定款が主たる事務所及び従たる事務所に実際に備え置かれていること。又は、電子計算機（パソコン）に電磁的記録が記録されていること。
- b 定款、計算書類及び現況報告書について、インターネットを利用して最新のもの公表していること。
- c 理事及び職員が、法令及び法人が定める各種規程等を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動を行うこと。

(オ) 適正な決算手続

計算関係書類及び事業報告、その附属明細書並びに財産目録について、理事会の承認を受け、このうち計算関係書類及び財産目録については定時評議員会の承認を受けていること。

イ 適正な法人運営と経営機能の強化

(ア) 定款

定款の変更は、評議員会の特別決議をもって行い、所轄庁の認可又は所轄庁への届出が行われていること。

(イ) 理事会

- a 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上）の賛成をもって行われていること。
- b 次の事項について、理事会の決議を行っていること。

- (a) 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定
 - (b) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
 - (c) 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - (d) 従たる事務所その他の重要な組織の設置，変更及び廃止
 - (e) 内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ）
 - (f) 競業及び利益相反取引の承認
 - (g) 計算書類及び事業報告等の承認
 - (h) 役員，会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。）
 - (i) その他重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定）
- c 理事長及び業務執行理事（選任されている場合）が，理事会において，3か月に1回以上（定款に定めがある場合には，毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告をしていること。
- d やむを得ない理由により理事会の決議省略が行われている場合で，理事長（又は理事）が議題・議案を提案した場合に理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面等を徴し，議事録を作成していること。

(ウ) 理事

- a 理事の員数は，6人以上の数を定款に定め，その定款に定めた員数が実際に選任されていること。
- b 定款に定めた員数の3分の1を超える者が欠けていないこと，欠けている場合には遅滞なく補充のための手続が進められていること。
- c 理事の選任及び解任について，評議員会の決議が適切になされていること。

(エ) 監事

- a 監事の員数は，2人以上の数を定款に定め，定款に定める員数が実際に選任されていること。
- b 監事の選任について，評議員会の決議が適切になされていること。
- c 監事の選任に関する評議員会の議案について，監事の過半数の同意を得ていること。
- d 理事の職務の執行を監査し，監査報告を作成していること。
- e 理事会に出席し，必要がある場合には意見を述べていること。

(オ) 資産管理

- a 社会福祉事業の用に供する不動産は，全て基本財産として定款に記載され，登記が適正になされていること。
- b 基本財産の処分等について定款の定めに基づく所轄庁の承認を受けていること。
- c 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から賃借している場合は，地上権又は賃借権の登記がなされていること。
- d 社会福祉施設の用に供する不動産以外の基本財産の管理運用が安全かつ確

実な方法で行われていること。

(カ) 特別の利益供与の禁止

社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を供与していないこと。

(キ) 公益的な取組

地域における公益的な取組の実施に努めること。また、実施している場合は現況報告書へ漏れなく記載すること。

(ク) 不正支出の予防

経営者等による不正支出を予防するため、会計帳簿及び証憑書類等が適正に保管され、監事等による内部統制が行われていること。

ウ 会計管理等

(ア) 経理規程が法令又は通知に反しておらず、定款に定める手続により定められていること。

(イ) 経理規程に従って会計処理等の事務処理がなされていること。

(ウ) 経理規程等により、会計責任者の設置等の管理運用体制について定められているほか、業務分担が明確に決められ、内部牽制に配慮した体制となっていること。

(エ) 法人印及び代表者印の管理について、管理者が定められているなど、管理が十分に行われていること。

(オ) 随意契約を行っている場合は、入札通知により適正に行われていること。

(2) 社会福祉施設

ア 利用者支援

(ア) 個人の尊厳の保持

a 福祉サービスの提供に当たっては、利用者及び施設入所者（以下「利用者等」という。）個人の尊厳の保持を旨とし、利用者等の意向を尊重した配慮がなされるとともに、福祉サービスが利用者等個々の状況に応じて適切に提供されていること。

b 職員等からの利用者等への虐待防止に関する取組等が確立されていること。

c 苦情受付窓口や第三者委員の設置などの苦情解決体制が整備されていること。また、利用者等への周知を図り苦情に対し適切な解決に努めていること。

d 利用者等の生命等を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、利用者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するなど必要な対応を行っていること。

(イ) 支援内容

a 利用者等に対して個別の支援計画等が策定され、必要に応じて見直しが行われていること。

b 利用者等に必要な健康診断（検査項目）を受診させていること。

c 利用者等の預り金は、規程を定め、適切に管理されていること。

(ウ) 防災対策

a 施設の状況や周辺環境を把握して、火災に対処するのみでなく、風水害・土砂災害及び地震等を含む地域の実情も鑑みた災害に対処できる非常災害対

策計画を策定し、職員間で十分共有するとともに、風水害・土砂災害の場合を含む避難訓練を夜間想定した時間にも実施するなど防災対策の強化に努め、対策に万全を期していること。

また、水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくりに関する法律に基づき地域防災計画に記載され、風水害や土砂災害に対応した避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられた施設（要配慮者利用施設）は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施をしていること。

【非常災害対策計画・防災対策の具体的な項目例】

- (a) 社会福祉施設等の立地条件（地形等）
 - (b) 火災発生等の未然防止，早期通報・連絡及び初期消火対策（消火訓練を含む。）
 - (c) 消火設備及び警報設備等の整備・点検
 - (d) 災害に関する情報の入手方法（「避難準備・高齢者等避難開始」等の情報の入手方法の確認等）
 - (e) 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体，家族及び職員等）
 - (f) 避難を開始する時期及び判断基準（「避難準備・高齢者等避難開始発令」時等）
 - (g) 避難場所（呉市が指定する避難場所及び施設内の安全なスペース等）
 - (h) 避難経路（避難場所までのルート（複数）及び所要時間等）
 - (i) 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす及び徒歩等），利用児童の年齢や発達に応じた避難方法等）
 - (j) 災害時の人員体制及び指揮系統（災害時の参集方法，役割分担，避難に必要な職員数及び夜間体制等）
 - (k) 地域住民，消防団，近隣施設，消防機関及び呉市等との連携協力体制の確保等
 - (l) 各種の補償保険制度の活用
- b 台風被害や地震災害などの大規模災害に対して，関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練への参画に努めていること。
- c 市内の施設や近隣市町の施設との間で，災害時における被災施設入所者の他施設への避難，被災施設からの受入れなどの支援について，検討や取組を行っていること。
- d 地域の防災拠点や災害救助法に基づく「福祉避難所」として，緊急避難的に要配慮者の受入体制の整備に努めていること。
- e ライフライン復旧までの間，最低限の機能を維持するために必要な飲料水や食料等の物資及び冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの備蓄に努めること。

(エ) 防犯対策

- a 設備の整備・点検，日中及び夜間における施設の管理・防犯体制の構築，夜間等における施錠などの防犯装置，職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制の構築並びに職員研修や防犯訓練の実施など社会福祉施設等が必要な取組に努めていること。

- b 警察等関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制や有事の際の迅速な通報体制を構築していること
- c 施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動について、防犯に係る安全確保に留意しつつ、積極的に取り組んでいること。

(オ) 感染症の予防対策等

- a 新型コロナウイルスをはじめ、インフルエンザやノロウイルス、レジオネラ症等の感染症及び食中毒等に対する適切な予防対策及び発生した場合の対処方法等が講じられていること。
- b 感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別がないよう利用者等の人権に配慮した対応が図られていること。

イ 運営管理

(ア) 社会福祉施設関係

- a 運営規程などに社会福祉施設の運営に必要な事項が定められていること。特に、虐待防止のための措置、ハラスメント対策の強化、苦情解決、防災、事件・事故防止、健康管理に関して必要な事項が定められていること。
- b 重要事項説明書に利用契約に必要な事項が定められていること。
- c 施設設備の法定点検・検査が行われていること。
- d 利用者やその家族等からの苦情や相談に誠意を持って対応するとともに、第三者委員の活用が図られていること。
- e 福祉サービスの自己評価を行うとともに、第三者評価や外部監査を積極的に活用するなど、客観的な評価に基づいて、良質かつ安全・安心な福祉サービスが提供されていること。
- f 事故発生時の連絡、事故発生防止のための指針の作成や職員研修及び委員会等の運営が適切に行われていること。
- g 感染症や災害に備え、業務継続に向けた事業継続計画（BCP）を策定するとともに、研修、訓練等を実施すること。

(イ) 職員関係

- a 社会福祉施設の最低基準等に定められた必要な職員が配置されていること。
- b 職員に対して利用者等の虐待防止、事故発生防止、健康管理及び適正な支援に必要な技術的能力などの研修の受講や、職場における支援の内容等に関する適切な技術的指導が行われるなど、職員の資質の向上が推進されていること。
- c 職員の資質の向上に当たっては、体系的な教育・研修体制が確立されており、適格に運用されていること。
- d 労働基準法等の労働関係法令が遵守されているとともに、同法等に定められた各種届出が労働基準監督署等に期限内に提出されていること。
- e 勤務実態が就業規則に適合していること。また、給与、諸手当及び旅費等は、給与規程などの規定に基づいて支給されていること。
- f 職員に対して定期的に必要な健康診断を受診させていること。

(3) 児童福祉施設等（保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等を含む。）

ア 教育及び保育内容等関係

(ア) 指導計画等の状況

- a 保育所保育指針又は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、全体的な計画を編成し、それに基づき長期的な指導計画と短期的な指導計画を作成していること。また評価を行い、見直しを行っていること。
- b 苦情を受け付ける窓口や第三者委員の設置などの苦情解決体制が整備されていること。また、福祉サービスの利用者への周知を図り、苦情に対し適切な解決に努めていること。

(イ) 安全管理

保育中の園児の見守り、遊具等の安全管理の強化について、安全点検チェックシートなどを活用した点検を行い、重大事故が発生することのないよう注意喚起していること。

(ウ) 感染症の予防対策等

新型コロナウイルスを含む感染症、食中毒等に対する適切な予防対策及び発生した場合の対処方法等が講じられていること（対応マニュアル等作成）。

イ 運営管理

(ア) 施設関係

- a 人権を大切にすることを育てる保育や第三者評価の受審・公表等が推進される等、事業を積極的に活用するなど、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていること。
- b 利用者に係るシックハウス症候群や化学物質過敏症に留意すること。

(イ) 職員関係

法に基づく施設の設備及び運営に関する基準等に定められた職員を適正配置していること。

(ウ) 適正な会計処理

- a 会計については、「2－(1)－ウ」に準ずる。
- b 私立保育所は、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号）」等に基づき委託費等の弾力運用が適正に行われていること。

3 その他

(1) 実施体制等

広島県と連携強化を図るとともに、広島県が所管する社会福祉法人に係る施設監査においては、十分な連携のもとに効果的な指導監査を実施する。

また、法人運営及び施設運営に課題を有する法人においては、課題等を具体的に明らかにし、法人監査と施設監査を連携して行う。

(2) 実施時期

呉市が所管する全ての社会福祉法人及び社会福祉施設等に対し、7月1日現在の監査調書の提出を求める。幼保連携型認定こども園に対しては7月1日現在の監査

調書とする。

実施時期は、原則として、7月から翌年3月までの間で行うものとする。

(3) 事後指導等

文書指摘を行った社会福祉法人に対しては、社会福祉事業の中心的な担い手として、早期に適正な法人運営が図られるよう、また、施設等に対しては、利用者本位のサービスが提供されるよう、自主的かつ自律的な改善に向けた具体的で、きめ細かな指導・助言を実施する。

なお、必要に応じて、関係都道府県等に対して資料の提供等の協力を求めるとともに、所轄外の社会福祉法人が設置する施設については、当該社会福祉法人の所轄庁に対し、適当な措置をとることが必要であると認められる旨の意見を提出する。

また、必要に応じて重点的かつ継続的に指導監査を実施するとともに、社会福祉法人において、法令や定款、関係規程等に違反し、又は運営が適正を欠くと認めるとき、更に法令違反などが明らかになった場合には、社会福祉法（以下「法」という。）第56条に基づく改善勧告や改善命令、業務停止命令、理事の解職勧告及び法人の解散命令等の行政処分を行うなど、早期に適切な改善措置を実施する。

施設等において、不適切な施設運営が行われている場合であって、最低基準に適合しないと認められるときは、法第71条に規定する改善命令、福祉サービスの提供を受ける者の処遇に不当な行為が認められたときなどは、法72条に規定する業務停止命令、事業の許可の取消し等の行政処分を行うなど、早期に適切な改善措置を実施する。

さらに、保育所等において、不適切な施設運営が行われ、基準に適合しないと認められるときは、児童福祉法第34条の17又は第46条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第20条又は第21条に規定する改善勧告、改善命令、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、事業の停止命令を行うなど、いずれも早期に適切な改善措置を実施する。